

令和6年(2024年)7月12日

7月は「社会を明るくする運動」強調月間です

町民福祉課 地域福祉班

「社会を明るくする運動」~犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ~は全て の国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立 場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする全国的な運動です。

◆行動目標

「犯罪や非行を防止し、安全で安心して暮らすことのできる明るい地域社会を築こう」 「犯罪や非行をした人が再び犯罪や非行をしないように、その立ち直りを支えよう」

◆重点事項

- 立ち直りを支え、再犯を防止することの大切さや、更生保護の活動について理解を深め ること
- 立ち直りにはさまざまな協力の方法があることを示し多くの人に協力者として気軽に参 加してもらうこと
- ボランティアのなり手を増やすこと
- 仕事、住居、教育、保健医療、福祉サービスなどに関し必要な支援を受けやすくするた めのネットワークをつくること
- 犯罪や非行が起こらないよう、若い人たちの健やかな成長を期すること



◆問合せ先

町役場町民福祉課 地域福祉班(TEL: 56-7113)

覧									

献血(移動採血車)にご協力を

健康保険課 保健班

山口県赤十字血液センターの移動採血車が次のとおり来町しますので、みなさんのご協力をお願いします。

◆日時および場所

月日	時間	場所
8月23日(金)	午後2時~午後4時	平生町役場
8月29日(木)	午後2時~午後4時	マックスバリュ平生東店

^{※400}mL 献血限定です。

◆感染症予防のために

- ・受付時に体温測定を実施しています。発熱が確認された場合は、献血をご遠慮いただいています。
- ・会場へはマスクでお越しいただき、会場に備えてある消毒液で手指消毒をお願いします。
- **◆問合せ先 町保健センター**(TEL: 56-7141)

ダニが媒介する感染症に注意しましょう

病原体を有するマダニやツツガムシにかまれると、感染症にかかることがあります。 マダニやツツガムシは、特に春から秋にかけて活動が活発になります。屋外で活動すると きには、次のことに注意しましょう。

◆屋外活動での注意事項等

- ダニにかまれないことが重要です。
- 山や野原の他、公園、住宅地の庭などにもダニがいることがありますので、剪定や草取り等の際には注意してください。
- やぶや草むらなど、ダニの生息する場所に入る場合には、長袖、長ズボン、足を完全に 覆う靴下・靴を着用等、肌の露出を少なくすることが大切です。
- 屋外活動後にはダニにかまれていないか確認してください。帰宅後、すぐに服を着替え たり、シャワーで体を洗い流したりすると有効です。
- やぶ等で、犬や猫などの動物にダニが付くことがあります。除去には、目の細かいクシをかけると効果的です。ダニ駆除薬もありますので獣医師にご相談ください。
- 吸血中のダニに気がついた際は、無理に引き抜こうとせず、医療機関で処置をしてもらいましょう。
- ダニにかまれた後に、発熱等の症状があった場合は、医療機関を受診してください。
- ※厚生労働省のホームページに詳しい情報が掲載されています。(ダニ媒介感染症) https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164495.html 🛌
- ◆問合せ先 県健康福祉部 健康増進課 感染症班 (TEL:083-933-2956)

[※]献血カードをお持ちの人はご持参ください。なお、献血カードをお持ちでない人は「運転免許証」「健康保険証」など本人が確認できる書類をご持参ください。

土砂災害対策改修費用を支援します

建設課 住宅建築班

町では、土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)に建てられており現在居住している住宅 または居室を有する建物に対し、土砂災害対策改修に要する費用の一部を補助します。

◆補助制度について

次のすべての要件に当てはまる建物を対象とします。

- (1)土砂災害特別警戒区域内であること
- (2)建築基準法施行令第80条の3の規定に適合しない構造であること

◆補助条件

- 改修の結果、建築基準法施行令第80条の3の規定に適合すること
- 建築士が構造設計を行った対策改修であること
- 令和7年2月28日までに完了実績報告が可能な事業であること

◆募集の概要

募集戸数:1戸

募集期間:7月16日(火)~9月30日(月)

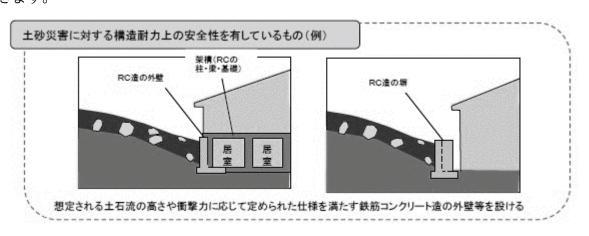
補助金額:土砂災害対策改修費用の23%とし、77万2千円を限度します。

※応募者多数の場合は抽選となります。

※申請書は町役場建設課に備え付けています。なお、建物の所有者に町税の滞納がないなどの要件があります。詳しくは、事前にお問い合わせください。

◆土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)の確認

県ホームページに掲載されている「山口**県土砂災害警戒区域等マップ**」により確認が できます。



◆申込みおよび問合せ先

町役場建設課 住宅建築班(TEL: 56-7118)

令和7年度がけ地近接等危険住宅移転の申込みについて

建設課 住宅建築班

町では、現在居住している住宅が土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)等に建てられており、土砂災害特別警戒区域外に移転する場合、危険住宅の除却費用や移転に係る経費、移転 先の住宅の新築・購入等の費用の一部を補助します。

◆補助制度について

次の対象区域にあり、その区域に指定される前に建築された住宅

- (1)建築基準法第39条第1項に基づき地方公共団体が条例で指定した災害危険区域
- (2)山口県建築基準条例第7条に規定する擁壁を設けなければならない区域
- (3)土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)

◆補助条件

- 危険住宅を除却する事業、または、当該年度に危険住宅を除却し、かつ、町内の対象区域外に移転する事業であること
- 事業開始が令和7年4月の交付決定以降で令和8年2月中に除却および移転の完了実 績報告が可能な事業であること

◆申込みの概要

申込戸数:1戸

申込期間:7月16日(火)~9月30日(月)

補助金額

事業の区分	補助金額					
危険住宅の除却等	除却に要する費用のうち97万5千円を限度に補助する。					
危険住宅に代わる 住宅の建設 (購入を含む)	建設等に要する資金を金融機関等から借り入れた場合において、借入金利子に相当する額(年利率 8.5%を限度とする)を補助する。1 戸当たり 731 万 8 千円(建物 465 万円、土地 206 万円、敷地造成 60 万 8 千円)を限度とする。					

- ※令和7年度の事業申込みになります。
- ※申込者多数の場合は抽選となります。
- ※申込書は町役場建設課に備え付けています。なお、補助額・補助要件・申請手続きなど について町への事前相談を行った上で申込書を提出して下さい。

◆土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)の確認

県ホームページに掲載されている「山口県土砂災害警戒区域等マップ」にて確認ができます。

◆問い合わせ先

町役場建設課 住宅建築班(TEL:56-7118)

レモンを栽培してみませんか

産業課 農林水産班

町では、イタリアーノひらおの取組みの一つとして、レモンの栽培を推進し特産品化を目指しています。

現在、イタリアーノひらおレモン研究会を立ち上げ、特産品化に向けて栽培技術の研究や 苗木の斡旋などの活動を行っており、会員についても随時募集しています。**町内で栽培をされる方(検討されている方を含む)はどなたでも入会できます**ので、入会を希望される方は 町役場産業課にお申し込みください。ご家族やご友人との参加も可能です。

なお、入会された方には栽培マニュアルを配布しますので、1本からでも気軽に栽培を始められます。

また、会員限定でレモン苗木の斡旋を行いますので、ご希望の方は参加申し込みの際に併せてお申し込みください。

◆栽培の特徴

- 週末農業として働きながらでも栽培可能
- イノシシ等の有害鳥獣の被害を受けにくい
- 1本の鉢植えからでも気軽に始めることができる
- 果実の収穫までは植樹から3年程度

◆会員募集期間

随時(令和6年4月1日時点の会員数は54名)

◆活動内容

- 栽培技術の研究や講習会の開催
- 苗木の斡旋
- 先進地の視察研修
- 特産品の開発など

◆苗木の申し込み(現在会員の方または新たに入会される方に限ります)

• 価格

1 本 1,000 円程度(予定)

• 申込期限

9月30日(月)まで

• 受け渡し時期

令和7年3月中旬ごろ(苗木が到着次第、町役場から連絡します)

品種

ビアフランカ

◆申込みおよび問合せ先

町役場産業課 農林水産班 (TEL: 56-7117)

オリーブを栽培してみませんか

産業課 農林水産班

町では、イタリアーノひらおの取組みの一つとして、オリーブの栽培を推進し特産品化を 目指しています。

現在、イタリアーノひらおオリーブ研究準備会を立ち上げ、特産品化に向けて栽培技術の研究や苗木の斡旋などの活動を行っており、会員についても随時募集しています。**町内で栽培をされる方(検討されている方も含む)はどなたでも入会できます**ので、入会を希望される方は町役場産業課にお申し込みください。ご家族やご友人との参加も可能です。

また、<u>会員限定(これを機に入会される方も含む)でオリーブの苗木の斡旋を行います。</u> ご希望者には栽培マニュアルを配布しますので、イタリアーノひらおを一緒に盛り上げて いきましょう。

◆オリーブ栽培の特徴

- 週末農業として働きながらでも栽培可能
- 果実の収穫までは植樹から3年程度
- オリーブは自家結実性が低い為、2本(2品種)以上の植苗を推奨 (品種については、栽培状況により適切な品種をご案内させていただきます)
- 鉢植えでも栽培可能

◆会員募集期間

随時(令和6年7月1日時点の会員数は16名)

◆活動内容

- 栽培技術の研究や講習会の開催、搾油や実の加工、出荷先開拓など
- 先進地の視察研修
- 特産品の開発

◆苗木の申し込み(現在会員の人または新たに入会される方に限ります)

• 斡旋本数

20 本程度 (イタリア原産種)

価格

1 本 1,500 円程度(予定)

• 申込期限

9月30日(月)まで

• 受け渡し時期

令和7年3月中旬ごろ(苗木が到着次第、町役場から連絡します)

◆申込みおよび問合せ先

町役場産業課 農林水産班 (TEL: 56-7117)

認知症相談会(出張版)を開催します

健康保険課 介護保険班

平生町認知症相談室(坂の下相談室)による認知症相談会(出張版)を町役場で開催します。

認知症の症状(疑い)がある方や介護されている方、認知症について不安がある方はお気軽にご相談ください。帰省中のご家族の方のみのご相談も受け付けます。

◆日時・会場

月日	時間	場所			
8月13日 (火)	午前9時~午後5時	町役場 1階交流室			

◆相談内容の一例

- 認知症についての一般的な相談をしたいとき
- 認知症なのか判断に迷うとき
- 認知症の人を支えるための方法を聞いてみたいとき
- 認知症かどうか受診するための相談をしたいとき ※すでに介護保険サービスを利用している方のサービス等調整は不可

◆予約方法

電話:平生町認知症相談室(TEL: 25-0222)

受付:午前9時~午後5時(平日)

※予約なしでも参加可能ですが、予約優先となります

◆問合せ先

町役場健康保険課 介護保険班 (TEL: 56-7115)

次回発行日は8月23日(金)です